

横浜市営住宅入居者募集等事務取扱要綱

制 定 平成10年3月31日 建住管第757号

最近改正 平成30年3月30日 建市第3279号

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市営住宅条例（平成9年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）及び横浜市営住宅条例施行規則（平成9年3月横浜市規則第44号。以下「規則」という。）に基づき、市営住宅の入居者募集及び入居事務に関し必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、使用する用語の意義は、条例及び規則で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 精神障害者 条例第7条第1項第3号ア(ア)a(b)で定める者の他、次の要件のいずれかを満たす者

ア 精神に障害のある者で、国民年金法（昭和34年法律第141号）第15条の規定による障害基礎年金の給付を受けている者

イ 精神に障害のある者で、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第32条の規定による障害厚生年金の給付を受けており、同法第47条第2項に規定する者

ウ 厚生労働大臣又は都道府県知事からア又はイと同程度の障害があると認められた者

(2) 知的障害者 条例第7条第1項第3号ア(ア)a(c)で定める者で次の要件のいずれかを満たす者

ア 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）第二の規定により交付を受けた療育手帳（本市においては「愛の手帳」と称する。）に記載されている市長が定めた基準による障害の程度がA1からB2までである者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更正相談所において知能指数が75以下と判定された者

(提出書類)

第3条 市長は、規則第3条第1項の規定に基づき、申込者に対し、市営住宅入居申込書（第1号様式）を提出させなければならない。また、市長は、規則第5条第1項第5号の規定に基づき、申込者に対し、市営住宅入居申込書補票（第2号様式）及び財産申告書兼財産調査同意書（第3号様式）を提出させることができる。

2 市長は、条例第15条第1項の手続の際、入居決定者に対し、市営住宅入居者名簿（第

- 4号様式)を提出させなければならない。
- 3 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅に入居しようとする者(第2号に該当する場合は同居承認を得ようとする者又は第3号に該当する場合は入居承継の承認を受けようとする者)に対し、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年5月15日法律77号)第2条第6号に規定する暴力団員ではない旨の誓約書(第5号様式)を提出させることができる。
- (1) 市営住宅に入居しようとする者の入居資格の審査を行うとき。
 - (2) 市営住宅への同居承認を得ようとする者の承認手続を行うとき。
 - (3) 市営住宅の入居継承の承認を受けようとする者の承認手続を行うとき。
- 4 市長は、条例第15条第2項の規定に基づき、入居決定者に対し、市営住宅入居手続延期申出書(第6号様式)を提出させることができる。

(公募の例外)

第4条 条例第6条第1号、第2号及び第5号から第7号に掲げる事由により、公募を行わずに市営住宅に入居させる場合の住宅は空家住宅とし、条例第4条第2号の規定による公募の入居に支障がない範囲内で承認するものとする。

(特定目的住宅の入居者資格)

第5条 特定目的住宅へ入居した者が、条例第2条第4号に定める住宅の種類ごとの入居資格を喪失したときは、条例第30条の規定に基づき入居資格喪失届(第7号様式)を提出するとともに、規則第16条第1項に定める入居の変更を申請しなければならない。

なお、入居の変更に関する事務は、第7条から第10条の例による。

(特定目的住宅の入居要件)

第5条の2 規則第1条の2第4号で定める市長が認める場合とは、昭和28年1月2日以前に出生した者が入居する場合とする。

(災害による特定入居)

第6条 条例第6条第1号の規定により市営住宅に入居できる者は、次に掲げる条件を全て具備しなければならない。

- (1) 条例第7条第1項各号又は第2項各号及び規則第6条各号に規定する入居者資格を具備すること。
- (2) 災害により住宅を滅失し、かつ主たる生計の維持者が死亡、長期入院、又は失職等により収入が著しく減少していること。ただし、故意又は重過失により住宅を滅失した者を除く。
- (3) 被災した住宅が半壊又は半焼の場合は、引き続き居住することが物理的に不可能で

あること。

- (4) 滅失した住宅が不法に建築されたものでないこと。
 - (5) 滅失した住宅が持家であるときは、その住宅の復旧が経済的に不可能であることが明らかであること。
- 2 前項の条件を具備する者で市営住宅に入居しようとする者は、被災してから3月以内に災害による市営住宅特定入居申込書（第8号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 規則第5条第1項各号に掲げる書類
 - (2) 災害証明書（被災はしていないが、危険又は不良住宅として撤去勧告がされ、早急に処置をしなければならないものについては勧告書の写し）
- 3 市長は、前項で提出された書類に基づき、入居者資格の有無を審査し、規則第5条第2項に定める市営住宅入居者資格審査結果通知書を送付するとともに、規則第12条に定める市営住宅入居者決定通知書を送付しなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合はこれに限らない。

（入居の変更）

第7条 条例第6条第7号の規定により市営住宅に入居できる者は、次に掲げる要件を全て満たさなければならない。ただし、第5条に規定する特定目的住宅の入居資格喪失者は、これに限らない。

- (1) 原則として、市営住宅に引き続き3年以上居住していること。
- (2) 条例第34条第1項の規定による収入超過者若しくは同条第2項の規定による高額所得者として認定されていないこと。
- (3) 条例及び規則に抵触する義務違反がないこと。

第8条 市長は、条例第6条第7号の規定により市営住宅に入居できる者から申請があったときは、次に定める基準を満たしていることを審査しなければならない。

- (1) 既存入居者の同居者の数が増加した場合 食堂及び台所を除く居室数が2室以下の住宅に入居している者が、同居者の人数が増加したこと及び世帯構成の現在の状況により、居室数が3室の住宅へ入居の変更を希望すること。
- (2) 既存入居者の同居者の数が減少した場合 食堂及び台所を除く居室数が3室の住宅に入居している者が、同居者の人数が減少したこと及び世帯構成の現在の状況により、居室数が2室以下の住宅へ入居の変更を希望すること。
- (3) 既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受けるとなった場合 既存入居者又は同居者が、低階の住宅及びエレベーターの設置されている住宅又は介護者や病院等の近くの住宅への入居の変更を希望すること

第9条 市長が、入居の変更を承認する住宅は、原則として、現に入居している住宅の建設年度と同程度の空家住宅とし、条例第4条第2号の規定による公募の入居に支障がない範囲内で承認することができる。

2 入居変更の承認は、申請順に別表第1で定める希望する地域及び申請理由を勘案して行うものとする。ただし、条例第2条第4号アで定める車椅子用住宅は、この限りでない。

第10条 入居変更による退去に伴う修繕費用等の入居者負担は、原則として、規則別表第2左欄の軽微な修繕のうち、(1)、(2)及び(4)とする。

(入居者の収入基準)

第11条 条例第7条第1項第3号に定める収入は、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号に定める方法より算出する。

(入居者資格の制限)

第12条 居住可能な住宅を所有しながら市営住宅への入居を希望している者や住宅の取得が可能な程度の預金を保有している者は、条例第7条第1項第4号で規定する「現に住宅に困窮していることが明らかな者」には該当しない。ただし、次に掲げる場合はこれに限らない。

- (1) 居住の用をなさない程度に住宅が著しく老朽化し、かつ、費用が不足するためその建替えが困難である場合
- (2) 条例第10条第4号に定める者に該当する場合
- (3) その他、前2号に準ずる場合

(入居者の選考)

第13条 条例第10条第2項各号の規定による市長が定める選考基準は、別表第2に定めるとおりとする。

2 条例第10条第2項第9号で定める長期に渡り市営住宅に応募している者とは、連続して5回以上の申込を行っている者とする。ただし、連続して1年以上申込がなかったときは、第1項で定める優遇資格を喪失する。

3 申込者が次条で定める入居の辞退をしたときは、前項ただし書の規定による。

4 規則第5条第2項に基づく入居資格審査の結果、その資格がないとされた者は、第1項で定める優遇資格を喪失する。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りでない。

(入居の辞退)

第14条 申込者は、規則第4条に基づく公開抽選後から市営住宅に入居するまでの間、入居辞退届（第9号様式）を提出することで、入居の辞退をすることができる。

(連帯保証人の免除)

第 15 条 市長は、入居決定者が入居手続時において、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、条例第 15 条第 3 項の規定により市営住宅入居請書に連帯保証人の署名を免除することができる。

- (1) 現に生活保護又は支援給付を受給している世帯
- (2) 入居決定者が 60 歳以上の者であり、同居者が 60 歳以上又は 18 歳未満の者である世帯
- (3) 入居決定者又は同居者に身体障害者、精神障害者、知的障害者、戦傷病者、又は原子爆弾被爆者がおり、他の入居決定者及び同居者が 60 歳以上又は 18 歳未満の者である世帯
- (4) 入居決定者又は同居者に条例第 7 条第 2 項第 9 号で定める者がいる世帯
- (5) 市営住宅建替事業により住宅を除却される世帯、住戸改善事業により改善後の住宅へ入居する世帯及び市営住宅の借上げ期間が満了したことにより他の市営住宅へ入居する世帯で、連帯保証人が確保できない世帯
- (6) その他市長が特にやむを得ないと認めるとき

2 条例第 15 条第 3 項の規定により連帯保証人の免除を希望する者は、市営住宅連帯保証人免除申請書（第 10 号様式）に、前項各号のいずれかに該当することを証する書類を添付して、市長に対し、申請しなければならない。

(連帯保証人の変更等)

第 16 条 規則第 13 条第 4 項の規定により、市長の承認を受けようとする者は、市営住宅連帯保証人変更申請書（第 11 号様式）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、申請者に対し、その結果を通知しなければならない。
- 3 規則第 13 条第 5 項の規定により、市長に届け出ようとする者は、市営住宅連帯保証人変更事項届出書（第 12 号様式）により届け出なければならない。

(保証金の減免及び徴収猶予)

第 17 条 条例第 15 条第 3 項の規定する特別な事情とは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入居決定者若しくは現に同居し、又は同居しようとする親族が病気にかかり長期にわたる療養を必要とし、当該療養のために支出した、若しくは支出すべき費用が極めて高額であるとき。
- (2) 入居決定者が、災害により容易に回復し難い損害を受けた場合において、損害額が極めて高額であるとき。

(3) その他前2号に準ずる特別の事情があるとき。

(入居許可の取消)

第18条 市長は、条例第16条に基づき入居の許可を取消す場合は、入居許可取消通知書(第13号様式)により、入居決定者に対して通知しなければならない。

(共益費)

第19条 共益費は、条例第27条第3号から第5号までに掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るために必要と認めるもので、次に掲げる経費をいう。

- (1) 街路灯、階段灯、廊下灯、集会所又は集会室、給水施設及び浄化槽、エレベーター、その他共同施設の電気、ガス及び上下水道料金
- (2) 共用排水管(雑排水管、汚水排水管)の清掃等費用
- (3) その他住宅内の共同施設及び共用施設の維持運営に要する費用で市が負担しないもの

(住宅の併用使用)

第20条 条例第32条ただし書の規定により市長の承認を得ようとする入居者は、市営住宅併用使用承認申請書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を市営住宅併用使用承認・不承認通知書(第15号様式)により、申請者に対して通知しなければならない。

3 市長は、第1項の申請書を受理した場合において、申請者が、次に掲げる条件を具備し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めたときは、5年以内の期間を定めて、これを承認することができる。

- (1) 申請者は、市営住宅の入居者であること。
- (2) 市営住宅の併用使用をしようとする者は、入居者又は同居者であること。
- (3) 市営住宅の併用使用により住宅としての機能が阻害されず、周辺の環境を乱さないこと、及び他の入居者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 条例及び規則に関する義務違反のないこと。

4 前項における承認期間の満了後においても、引き続き、住宅の併用使用の必要があるときは、承認期間を1年ごとに自動更新する。ただし、前項各号の条件に違反したことが明らかになった時点で、直ちに使用を禁止する。

5 前2項に定める併用使用の承認を受けた者は、併用使用が不要となった場合は、市営住宅併用使用取下げ届(第16号様式)を市長に提出しなければならない。また、第1項の申請書記載事項に変更が生じたときは、速やかに市営住宅併用使用変更届(第17号様式)を提出しなければならない。

(あんま、はり、灸等の営業)

第 21 条 入居者が市営住宅において、あんま、はり、灸等の営業を行うために、条例第 32 条ただし書の規定により市長の承認を得ようとする場合は、あんま、はり、灸等の営業のための市営住宅併用使用承認申請書（第 18 号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果をあんま、はり、灸等の営業のための市営住宅併用使用承認・不承認通知書（第 19 号様式）により、申請者に対して通知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請書を受理した場合において、申請者が、次に掲げる条件を具備し、かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、5 年以内の期間を定めて、これを承認することができる。

(1) 申請者は、市営住宅の入居者であること。

(2) 市営住宅において、業を営もうとする者は、入居者又は同居者で、身体障害者手帳の交付を受けていること。

(3) あんま、はり、灸等の施術免許証の交付を受けていること。

(4) 知事の営業許可を受けること。

(5) 住宅内において、診察室 6.6 平方メートル以上、待合室 3.3 平方メートル以上を確保することが可能であること。

(6) 市営住宅の併用使用により住宅としての機能が阻害されず、周辺の環境を乱さないこと、及び他の入居者に迷惑を及ぼさないこと。

(7) 条例及び規則に関する義務違反のないこと。

4 前項における承認期間の満了後においても、引き続き、住宅の併用使用の必要があるときは、承認期間を 1 年ごとに自動更新する。ただし、前項各号の条件に違反したことが明らかになった時点で、直ちに使用を禁止する。

5 前 2 項に定める併用使用の承認を受けた者は、併用使用が不要となった場合は、前条第 5 項の例による。また、第 1 項の申請書記載事項に変更が生じたときも同じとする。

(身体障害者補助犬の使用)

第 22 条 条例第 32 条ただし書きの規定により、身体障害者補助犬（身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 2 条に規定する盲導犬、介助犬及び聴導犬をいう。）を使用しようとする入居者は、市営住宅身体障害者補助犬使用承認申請書（第 20 号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、その結果を市営住宅身体障害者補助犬使用承認・不承認通知書（第 21 号様式）により、申請者に対して通知しなければならない。

3 市長は、第 1 項の申請書を受理した場合において、申請者が、次に掲げる条件を具備し、

かつ、市営住宅の管理上支障がないと認めるときは、これを承認することができる。

- (1) 申請者は、市営住宅の入居者であること。
- (2) 使用する身体障害者補助犬は、国が指定した法人から許可を受けた身体障害者補助犬であること。
- (3) 条例及び規則に関する義務違反のないこと。

4 前項の承認期間は、身体障害者補助犬の貸与期間中とする。ただし、新たに身体障害者補助犬の貸与を受ける場合は、第1項の規定に基づき承認を受けなければならない。

(市営住宅の目的外使用)

第23条 市長は、市営住宅の本来の入居者の入居を阻害せず、市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、次に定める者に市営住宅を目的外使用させることができる。

- (1) 災害により住宅を失った者
- (2) 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為（以下「犯罪等」という。）により害を被った者やその家族・遺族（以下「犯罪被害者等」という。）
- (3) 条例第7条第2項第9号に規定する者

2 目的外使用を許可する住宅は、条例第70条により返還を受けた住宅であって空家修繕が実施されていない住宅とし、条例第4条第2号の規定による公募の入居に支障がない範囲内とする。

3 目的外使用を許可する期間は、3月以内とし、その期間中の住宅使用料は横浜市公有財産規則（昭和39年3月 横浜市規則第60号）第28条第1項各号に該当する場合は免除することができる。

4 第19条で規定する共益費は、市営住宅を目的外使用しようとする者（以下「一時使用者」という。）が負担しなければならない。

5 第3項の期限までに住宅の返還が困難であると認められる場合は、3月以内に限り延長することができる。ただし、第1項第2号及び第3号に定める者については、一時入居日から起算して1年以内とする。この場合の使用料は第3項に同じとする。

6 前5項の規定にかかわらず、市長が特に認めた場合はこれに限らない。

(災害による市営住宅の目的外使用の要件)

第24条 前条第1項第1号に定める一時使用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 本市内において災害により住宅を失った者で、被災してから原則として1月以内の者であること。ただし、故意又は重過失により住宅を失った者を除く。
- (2) 被災した住宅が半焼又は半壊以上（住家の損害した部分の面積が被災前の建物の延床面積の20%以上）のものであること。
- (3) 本市内に6月以上居住していることが住民票により確認できること。

2 前項に該当する一時使用者は、市営住宅一時使用許可申請書（第 22 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 一時使用しようとする者全員の住民票の写し
- (2) 火災証明書

（犯罪被害者等への市営住宅目的外使用の要件）

第 25 条 第 23 条第 1 項第 2 号に定める一時使用者は、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかな者であって、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった者
- (2) 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった者

2 前項に該当する一時使用者は、市営住宅一時使用許可申請書（第 23 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 一時使用しようとする者全員の住民票の写し
- (2) 申請書の内容について、警察当局に事件の処理状況を確認することについての同意書（第 24 号様式）
- (3) 交通事故の被害者である場合は、前号の同意書の他、交通事故証明書又はその写し

（DV被害者への市営住宅目的外使用の要件）

第 26 条 第 23 条第 1 項第 3 号に定める一時使用者は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号）（以下「配偶者暴力防止等法」という。）第 3 条第 3 項第 3 号の規定による一時保護又は同法第 5 条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から 5 年を経過していないこと。
- (2) 配偶者暴力防止等法第 10 条第 1 項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から 5 年を経過していないこと。
- (3) 前 2 号に掲げる他、条例第 7 条第 1 項第 4 号で定める住宅困窮要件を満たすこと。

2 前項に該当する一時使用者は、市営住宅一時使用許可申請書（第 25 号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 一時使用しようとする者全員の住民票の写し
- (2) DV被害者であることについての保護施設からの証明書。又は、裁判所が発令した命令書の写し。

（市営住宅の目的外使用許可）

第 27 条 市長は、前 3 条に定める要件に基づき、入居資格の有無を審査しなければならない。

- 2 市長は前項の審査の結果、これを適当と認めるときは市営住宅一時使用許可書（第 26 号様式）により、市営住宅の一時使用を許可することができる。
- 3 前項の許可を受けた者は、直ちに市営住宅一時使用誓約書（第 27 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 4 一時使用者が第 23 条第 5 項に定める延長をもとめる場合は、市営住宅一時使用期間延長申請書（第 28 号様式）を市長に提出しなければならない。
- 5 市長は前項の申請を受けた場合は、第 2 項の規定に基づき審査し、これを許可することができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成10年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 2 この要綱の施行前になされた手続その他の行為は、この要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為とみなす。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年 4 月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成11年10月 6 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成13年11月 1 日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成14年 3 月22日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成17年 1 月24日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成18年 4 月 7 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年10月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年4月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月30日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。但し、第7条第2項第2号及び別表1（第3条の2）については平成27年10月1日からとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 別表第2表中、特認B組欄のうち犯罪被害者世帯については、平成30年10月1日から施行する。

別表第1（第9条第2項）

| 希望する地域 | 対象となる行政区 |
|--------|-------------------|
| 希望地域1 | 鶴見区、神奈川区、西区、中区、南区 |
| 希望地域2 | 港南区 |
| 希望地域3 | 保土ヶ谷区、旭区 |
| 希望地域4 | 磯子区、金沢区 |
| 希望地域5 | 港北区、緑区、青葉区、都筑区 |
| 希望地域6 | 泉区 |
| 希望地域7 | 栄区、戸塚区 |
| 希望地域8 | 瀬谷区 |

別表2（第13条第1項）

| 区分 | 内容 | 資格 | 優遇の扱い |
|------------------|--------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------|
| 特 認 B 組 | 母子世帯 父子世帯 | 条例第10条第2項第4号に規定する寡婦または寡夫世帯 また、上記世帯で60歳以上の親族を扶養している世帯 ただし、申込時に離婚が成立していない（戸籍上の配偶者がいる）場合は、次のいずれかに該当すること ①入居手続きまでに離婚が成立する場合 ②申込時に住民票で引き続き1年以上の別居が確認でき、かつ、離婚の意思が確認できる場合 | 当選率を 一般組の 3倍とする |
| | 高齢者世帯 | 申込者が60歳以上の者で、次の1～4までのいずれかに該当する同居親族だけからなる世帯 1 配偶者 2 60歳以上の親族 3 18歳未満の親族 4 身体障害者、精神障害者及び知的障害者 | |
| | 障害者世帯 | 申込者または同居親族が次の1～6のいずれかに該当する世帯 1 身体障害者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1～4級の者 2 戦傷病者手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が、特別項症から第6項症の者または第1款症の者 3 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度が1、2、3級の者 4 精神の障害のある者で、1、2、3級の国民年金または厚生年金の障害年金の証書を交付されている者、または厚生労働大臣、都道府県知事から1、2、3級と同程度の障害の状況にあることを証する書類の交付を受けている者 5 愛の手帳（療育手帳）の交付を受け、手帳に記載されている障害の程度がA1、A2、B1、B2の者 6 児童相談所または障害者更生相談所において知能指数が75以下と判定された者 | |
| | 中国残留邦人等世帯 | 条例第7条第2項第7号に規定する、支援給付を受けている中国残留邦人等世帯 | |
| | 公害病認定患者世帯 | 横浜市旧公害病認定地区居住者で、申込者または同居親族が横浜市公害病認定患者である世帯 | |
| | 低額所得者世帯 | 所得税法上の扶養親族があり、世帯の月収が15,800円以下の世帯（生活保護又は支援給付受給中の者、失業期間、休業期間のある者等を除く） | |
| | 戦傷病者世帯 | 条例第7条第2項第3号に規定する戦傷病者世帯 | |

| 区分 | 内容 | 資格 | 優遇の扱い |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 特 認 B 組 | 引揚者世帯 | 条例第7条第2項第6号に規定する引揚者世帯 | 当選率を 一般組の 3倍とする |
| | 原爆被爆者 世 帯 | 条例第7条第2項第4号に規定する原爆被爆者世帯 | |
| | 多子世帯 | 条例第10条第2項第8号に規定する多子世帯 | |
| | ハンセン病 療養所入所 者 世 帯 | 条例第7条第8号に規定するハンセン病療養所入所者世帯 | |
| | 子育て世帯 | 同居者に中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者がいる世帯 | |
| | DV被害者 世 帯 | 条例第7条第2項第9号に規定するDV被害者世帯 | |
| | 犯罪被害者 世 帯 | 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等であって、犯罪等により従前の住宅に居住することが困難となったことが明らかであり、次のいずれかに該当する世帯 1 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となった世帯 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となった世帯 | |
| 難病患者等 世 帯 | 申込者または同居親族が、難病患者等で「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に基づく障害福祉サービス受給者証又は地域相談支援受給者証の交付を受けている世帯 | | |
| 特 認 C 組 | 連続6回 以上申込み | 横浜市営住宅への申込みが、今回で年度または回数が連続して6回以上となる者 | 当選率を 一般組の 20倍とする |
| | 連続5回 申 込 み | 横浜市営住宅への申込みが、今回で年度または回数が連続して5回となる者 | 当選率を 一般組の 10倍とする |
| | 子育て支援 (対象住宅 限定) | 同居者に中学校卒業まで（15歳に達する日以後の最初の3月31日まで）の者がいる世帯 | 当選率を 一般組の 10倍とする |
| 特 認 D 組 | 高齢者地元 優遇申込み | 新築の高齢者向け市営住宅について、それぞれの住宅の対象区に居住している者 | 当選率を 一般組の 5倍とする |
| | 地元優遇 申 込 み | 新築住宅について、それぞれの住宅敷地から100m以内の地域（町）に居住している者 | 当選率を 一般組の 2倍とする |

別表 3

| 様式等の種類 | 様式番号 |
|-----------------------------------|----------|
| 市営住宅入居申込書 | 第 1 号様式 |
| 市営住宅入居申込書補票 | 第 2 号様式 |
| 財産申告書兼調査同意書 | 第 3 号様式 |
| 市営住宅入居者名簿 | 第 4 号様式 |
| 暴力団員ではない旨の誓約書 | 第 5 号様式 |
| 市営住宅入居手続延期申出書 | 第 6 号様式 |
| 特定目的住宅入居資格喪失届 | 第 7 号様式 |
| 災害による市営住宅特定入居申込書 | 第 8 号様式 |
| 入居辞退届 | 第 9 号様式 |
| 市営住宅連帯保証人免除申請書 | 第 10 号様式 |
| 市営住宅連帯保証人変更申請書 | 第 11 号様式 |
| 市営住宅連帯保証人変更事項届出書 | 第 12 号様式 |
| 市営住宅入居許可取消通知書 | 第 13 号様式 |
| 市営住宅併用使用承認申請書 | 第 14 号様式 |
| 市営住宅併用使用承認・不承認通知書 | 第 15 号様式 |
| 市営住宅併用使用取下げ届 | 第 16 号様式 |
| 市営住宅併用使用変更届 | 第 17 号様式 |
| あんま・はり・灸等の営業のための市営住宅併用使用承認申請書 | 第 18 号様式 |
| あんま・はり・灸等の営業のための市営住宅併用使用承認・不承認通知書 | 第 19 号様式 |
| 市営住宅身体障害者補助犬使用承認申請書 | 第 20 号様式 |
| 市営住宅身体障害者補助犬使用承認・不承認通知書 | 第 21 号様式 |
| 市営住宅一時使用許可申請書（災害） | 第 22 号様式 |
| 市営住宅一時使用許可申請書（犯罪被害者） | 第 23 号様式 |
| 同意書 | 第 24 号様式 |
| 市営住宅一時使用許可申請書（DV被害者） | 第 25 号様式 |
| 市営住宅一時使用・一時使用期間延長許可書 | 第 26 号様式 |
| 市営住宅一時使用誓約書 | 第 27 号様式 |
| 市営住宅一時使用期間延長申請書 | 第 28 号様式 |

(申込先)

横浜市長

市営住宅に入居したいので、次のとおり申し込みます。

市営住宅入居申込書

| | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------|-------------------------------------------------------------|---------------------------|-------------------------|------------------------------------|----------------------|-------------------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-------------|-------------|-----------|----------|-------------|------|---------------|--------------------------|
| 整理番号 | 募集年月 | H30. 4 | 年 月 日 | 受付日 | | | | | | | | | | | | | |
| (フリガナ) 申込者氏名 | | | | 性別 | 1男 2女 | | | | | | | | | | | | |
| | | | | 生年月日 | 明 大 昭 平 年 月 日 | | | | | | | | | | | | |
| (フリガナ) 現住所 | 郵便番号 | — | 1 電話 2 FAX | — | — | | | | | | | | | | | | |
| 勤務先 名称 | 所在地 | | | 電話 | | | | | | | | | | | | | |
| 申込住宅 | 地域コード | 地域コードに誤りがないか、ご確認ください。 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 単身者でお申込みの方は、次の単身者申込資格の該当するものすべてに○を付けてください。(世帯でお申込みの場合は記入不要) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 60歳以上 01 | 身体障害者 02 | 生活保護受給者 05 | 引揚者 06 | ハセノ病者等 07 | 精神障害者 08 | 知的障害者 09 | DV被害者 10 | 中国残留邦人等 11 | | | | | | | | |
| 申込区分 | 「募集のしおり」60～61ページの優遇制度の説明を見て、該当するもの1つに必ず○を付けてください。 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 特認B組 (3倍優遇) | | | | | | | | 特認C組 | | | | | | | | |
| | 一般組 | 母子 11 | 高齢者 15 | 障害者 16 | 公害病 19 | 低所得者 20 | 引揚者 21 | 原被爆者 23 | 多 子 24 | ハンセン病 25 | 療養所退所 26 | 子育て 28 | 世帯 28 | 難病患者等 28 | その他 | 10倍優遇 連続5回 | 20倍優遇 子育て支援 連続6回以上 |
| コード | 5000 | 11 | 15 | 16 | 19 | 20 | 21 | 23 | 24 | 25 | 26 | 28 | | | 3200 | 3226 | 3100 |
| 申込者及び入居しようとする家族(名) | (フリガナ)氏名 | 性別 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 障害 | 扶養の有無 | 同居又は別居 | 職業 | 所得の種類 | 年間総収入金額(円) | 年間所得金額(円) | | | | | |
| | | 男女 | 本人 | 明大昭平 年月日 | | 身(級)無 精(級)無 知(級)無 | 有 | 同居 | 有 | 給与年金その他 | | | | | | | |
| | | 男女 | | 明大昭平 年月日 | | 身(級)無 精(級)無 知(級)無 | 有 | 同居 | 有 | 給与年金その他 | | | | | | | |
| | | 男女 | | 明大昭平 年月日 | | 身(級)無 精(級)無 知(級)無 | 有 | 同居 | 有 | 給与年金その他 | | | | | | | |
| | | 男女 | | 明大昭平 年月日 | | 身(級)無 精(級)無 知(級)無 | 有 | 同居 | 有 | 給与年金その他 | | | | | | | |
| | | 男女 | | 明大昭平 年月日 | | 身(級)無 精(級)無 知(級)無 | 有 | 同居 | 有 | 給与年金その他 | | | | | | | |
| | | 男女 | | 明大昭平 年月日 | | 身(級)無 精(級)無 知(級)無 | 有 | 同居 | 有 | 給与年金その他 | | | | | | | |
| | | 男女 | | 明大昭平 年月日 | | 身(級)無 精(級)無 知(級)無 | 有 | 同居 | 有 | 給与年金その他 | | | | | | | |
| 入居しない 扶養親族(名) | 有・無 | 氏名 住所 | 続柄 | 年齢 | 合計 | | | | | (A) | | | | | | | |
| 控除額 | ①親族(本人を除く) 1人:38万円 | ②老人扶養 老人控対配 1人:10万円 | ③特定扶養 親族等 1人:25万円 | ④寡婦又は寡夫 1人:27万円 所得27万円未満はその額 | ⑤障害者 1人:27万円 | ⑥特別障害者 1人:40万円 | (B)控除額の合計 ①から⑥までの合計額です | | | | | | | | | | |
| | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 人 | 円 | 円 | 円 | 円 | | | | | | | |
| 世帯の月収額 | (A)年間所得金額の合計 | | | | (B)控除額の合計 | | | |) ÷ 12か月 = 円 | | | | | | | | |
| 申込者の 在住・在勤期間 | 1. 市内在住 2. 市内在勤 | 年 か月間 | 現在の 住宅 | 1 民間の 賃貸住宅 | 2 UR・公社等 の賃貸住宅 | 3 市営住宅 | 4 県営住宅 | 5 他人に 間借り | 6 その他 () | | | | | | | | |
| 住宅困窮理由 該当するものすべてに○ | 1 親族以外の 世帯と同居 | 2 狭い (1人当たり4畳未満) | 3 長距離 通勤 | 4 住宅でない 建物に居住 | 5 高家賃 (千円) | 6 婚約中 | 7 立退の要求を 受けている | 8 その他 () | | | | | | | | | |
| 不備コード | 階層 区分 | 1. 公営原則 3. 改良原則 | 2. 公営裁量 4. 改良裁量 | 資格 | 有・無・要実態 | | 抽選番号 | 当選順位 | 入居候補者順位 | | | | | | | | |

(注意) 内のみ記入してください。

※市営住宅申込書により提出していただいた情報は、市営住宅の入居事務および市営住宅の管理運営業務以外の目的には使用いたしません。

財産・所得状況申告書兼調査同意書

横浜市長

申 込 者

住 所(所在地)

氏 名

印

生 年 月 日 昭和・平成 年 月 日

条例第7条第1項第4号に定める、現に住宅に困窮することが明らかであることを証明するため、私の所有する財産及び所得の状況について別紙のとおり申告します。

なお、市営住宅の入居者管理（入居者資格審査、家賃の滞納等）に必要な場合は、次の調査を受けることに同意します。

1 所有財産・所得状況

財産・所得調査票(別紙)のとおり

2 調査事項

(1) 市の保有しない情報について

財産・所得調査票の内容を確認するため、市が情報保有者から情報の提供を受けることに同意します。

(2) 市の保有する情報について

財産・所得調査票の内容を確認するため、横浜市建築局市営住宅課が情報所管課から次の情報の提供を受けることに同意します。

ア 提供を受ける情報

- 納税通知書送達先住所
- 個人の市民税・県民税に関する情報
 - ・所得の種類及び金額並びに収入の種類、金額及びその収入に係る支払者等
 - ・所得控除の種類及び控除額並びに生命保険料控除の対象となった保険料の支払先
 - ・税額
- 固定資産税・都市計画税に関する情報
 - 固定資産（補充）課税台帳に登録された土地・家屋の所有状況及び次の事項
 - ・土地の所在・地番、地目、地積、価格
 - ・家屋の所在・地番・家屋番号、床面積、価格
- 市税の滞納の有無
- 生活保護の状況
- その他()

イ 情報所管課

横浜市各区税務課

市 営 住 宅 入 居 者 名 簿

| 住宅名 | | 住戸番号 | 支払年月日 | 保証金 | 入居指定日 |
|-----|------------|---------|-------|-----|-------|
| | | | . | 円 | . |
| 続柄 | フリガナ 氏名 | 生年月日 | 勤務先 | | |
| 本人 | | 明・大・昭・平 | 名称 | ☎ | () |
| | | . | 所在地 | | |
| | | 明・大・昭・平 | 名称 | ☎ | () |
| | | . | 所在地 | | |
| | | 明・大・昭・平 | 名称 | ☎ | () |
| | | . | 所在地 | | |
| | | 明・大・昭・平 | 名称 | ☎ | () |
| | | . | 所在地 | | |
| | | 明・大・昭・平 | 名称 | ☎ | () |
| | | . | 所在地 | | |
| | | 明・大・昭・平 | 名称 | ☎ | () |
| | | . | 所在地 | | |

| 連帯保証人（免除申請書 有 ・ 無 ） | | | | | |
|-------------------------|------------|------|---------|----|--|
| 氏名 | | 生年月日 | 明・大・昭・平 | 関係 | |
| 住所 電話 | 郵便番号 (-) | | | | |
| | ☎ () | | | | |
| 勤務先 会社名 所在地 電話 | ☎ () | | | | |

| 緊急連絡先 | | | |
|----------|------------|----|--|
| 氏名 | | 関係 | |
| 住所 電話 | 郵便番号 (-) | | |
| | ☎ () | | |

(入力日 : . .)

暴力団員ではない旨の誓約書

(提出先)

年 月 日

横浜市 長

| | | | | | | | | |
|-------------------|------|----|-----|------|------|---|---|---|
| 申込者 氏名 (署名) | フリガナ | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 明治・大 | 年 | 月 | 日 |
| | | | | | 正 | | | |
| 現住所 | | | | | | | | |

| | | | | | | | | |
|-----|------|----------------------|-----|------|------|---|---|---|
| 同 | フリガナ | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 明治・大 | 年 | 月 | 日 |
| | 氏名 | | | | 昭和・平 | | | |
| | | ※申込者と異なる場合のみ記入してください | | | | | | |
| 現住所 | | | | | | | | |
| 居 | フリガナ | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 明治・大 | 年 | 月 | 日 |
| | 氏名 | | | | 昭和・平 | | | |
| | | ※申込者と異なる場合のみ記入してください | | | | | | |
| 現住所 | | | | | | | | |
| 親 | フリガナ | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 明治・大 | 年 | 月 | 日 |
| | 氏名 | | | | 昭和・平 | | | |
| | | ※申込者と異なる場合のみ記入してください | | | | | | |
| 現住所 | | | | | | | | |
| 族 | フリガナ | 性別 | 男・女 | 生年月日 | 明治・大 | 年 | 月 | 日 |
| | 氏名 | | | | 昭和・平 | | | |
| | | ※申込者と異なる場合のみ記入してください | | | | | | |
| 現住所 | | | | | | | | |

私（申込者）及び上記の同居親族につきましては、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）」第2条第6号に規定された暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないことを誓約します。

また、横浜市長が、私（申込者）及び上記同居親族が暴力団員でないことを確認するために、この誓約書に記載された内容の範囲内で警察に照会を行うことに同意します。

なお、私（申込者）又は上記同居親族が、暴力団員であることが判明した場合、市営住宅への入居者資格を喪失し、市営住宅の申込、入居決定及び入居許可の取消並びに市営住宅の明渡請求に従うことを誓約します。

(注意1) 申込者の署名は、記名押印をもって代えることができる。

(注意2) 申込者とは、市営住宅に入居しようとする者、同居の承認を得ようとする者、入居の承継の承認を受けようとする者のことをいう。

第6号様式(第3条第4項)

市営住宅入居手続延期申出書

平成 年 月 日

横浜市長

住 所

氏 名

電話番号

入居決定市営住宅

市営住宅の入居許可を受けるにあたり連帯保証人の確保について努力しましたが、次の理由により期日までに連帯保証人の署名する請書が提出できませんので、期間の延長を申し出ます。

1 理由

2 延長期間

平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

第7号様式（第5条）

特定目的住宅入居資格喪失届

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住宅名

街区 棟 号

入居者 署名

条例第30条に基づき、特定目的住宅への入居資格を喪失したので届け出ます。

1 資格喪失事由

- 車椅子使用者の退去（規則第6条の2第1号）
- 世帯構成員数の変更（規則第6条の2第2号、3号、第4号）

2 資格喪失日

年 月 日

(注意) 変更事項を証明する書類（住民票の写し又は戸籍謄本）を添付してください。

災害による市営住宅特定入居申込書

年 月 日

(申込み先)

横浜市長

次のとおり被災したため、市営住宅に入居したいので申し込みます。

| | | | | | |
|--------|----|------|--|----|--|
| フリガナ | | | | | |
| 申込者氏名 | | | | | |
| 被災した住所 | | | | | |
| 被災年月日 | | 被災状況 | | | |
| 現在の連絡先 | 住所 | | | 電話 | |

入居しようとする家族

| フリガナ 氏名 | 性別 | 続柄 | 生年月日 | 年齢 | 職業（学校名） | 年間所得額 |
|---------------|-----|----|------|----|---------|-------|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 入居しない 扶養親族 | 有・無 | 氏名 | | | 続柄 | 年齢 |
| | | 住所 | | | | |

入居辞退届

年 月 日

(届先)

横浜市長

住所 _____

申込者 _____

電話 _____

私は、平成 年 月の横浜市営住宅入居者募集に当選しましたが、次の理由により入居を辞退します。

なお、入居の辞退後は、いかなる理由をもっても取消を求めないことを誓約します。

1 入居あつせん住宅

_____ 住宅 街区 棟 号室

2 入居辞退理由

- 身体的事情（入院等（予定を含む））
- 世帯構成の変更（世帯向住宅や特定目的住宅への入居資格喪失）
- 経済的事情
- その他

（ _____ ）

市 営 住 宅 連 帯 保 証 人 免 除 申 請 書

年 月 日

(申請先)
横 浜 市 長

住宅名 市 営
街区 棟 号

申請者 署 名 _____

入居が決定した市営住宅への入居手続きの際に必要な連帯保証人の免除の承認を受けたいので申請します。

※ 申請理由（該当する項目に○印を付けてください。）

- (1) 生活保護又は支援給付受給世帯であるため
入居手続き時において、現に生活保護又は中国残留邦人等に対する支援給付を受給している世帯
- (2) 高齢者世帯であるため
入居者が60歳以上であり、同居者が60歳以上又は18歳未満の者である世帯
- (3) 身体障害者世帯等であるため
入居者又は同居者に身体障害者、精神障害者、知的障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者のいずれかに該当する者がおり、他の入居者及び同居者が60歳以上又は18歳未満の者である世帯
- (4) DV被害者世帯であるため
入居者又は同居者にDV被害者がいる世帯
- (5) 市営住宅建替事業により住宅を除却される世帯及び住戸改善事業により改善後の住宅へ入居する世帯で、連帯保証人が確保できない世帯

確保できない理由： _____

- (注意)
- 1 入居者の署名は、記名押印をもって代えることができます。
 - 2 申請理由を証明する書類を添付してください。

市営住宅連帯保証人変更申請書

年 月 日

(申請先)

横浜市長

住 宅 名

街区 棟 号

入 居 者 署 名

新連帯保証人 住 所

勤務先

入居者との関係

署 名

実印

現連帯保証人 住 所

氏 名

市営住宅の入居に際し付けた連帯保証人を上記のとおり変更したいので申請します。

なお、新連帯保証人は、現連帯保証人が入居者のために横浜市に対して負担している一切の保証債務を引き受けます。

申請のとおり許可します。

年 月 日

横浜市長

- (注意) 1 本書は、2通提出してください。
- 2 新連帯保証人の印鑑登録証明書（発行後3月以内のものに限ります。）及び
給与証明書、源泉徴収票の写し、市民税県民税特別徴収税額通知書又は市民税
県民税課税通知書を添付してください。
- 3 入居者の署名は、記名押印をもって代えることができます。

市営住宅連帯保証人変更事項届出書

年 月 日

(届出先)

横浜市長

住宅名

街区 棟 号

入居者署名

市営住宅の入居に際し付けた連帯保証人の変更事項について、届け出ます。

1 連帯保証人

- (1) 住 所
- (2) 氏 名
- (3) 勤 務 先

2 変更事項

- 住 所
- 氏 名
- 勤 務 先

3 変更後の表示

4 変更年月日

年 月 日

(注意) 変更事項を証明する書類（住民票の写し又は勤務先からの在勤証明書）を添付してください。

第13号様式（第18条）

市 営 住 宅 入 居 許 可 取 消 通 知 書

横浜市建市指令第 号
年 月 日

様

横浜市長

印

次のとおり、市営住宅の入居許可を取り消します。

1 入居許可を取り消す住宅

2 入居許可取消理由

（備考）

様式の下欄には、教示について記載することができる。

市営住宅併用使用承認申請書

年 月 日

横浜市長

住 宅 名

街区 棟 号

入居者氏名

電 話 番 号

次のとおり市営住宅併用使用の承認を受けたいので申請します。

なお、併用使用にあたっては、住宅の機能を阻害しないこと、周辺の環境を乱さないこと及び他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしないことを誓います。

| | | | |
|------------------------------------------------|-------|-----|--|
| 営 業 者 氏 名 | | 続 柄 | |
| 使 用 目 的 (用 途) | | | |
| 営 業 開 始 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 屋 号 又 は 事 務 所 名 (個人タクシーの場合は 名称及び運転免許証番号) | | | |
| ※ 備 考 | | | |

| | | | | |
|---------|-----------------------|-----|----|-----|
| ※ 処 理 欄 | (1) 条例・規則上の義務違反 有 ・ 無 | | | |
| | (2) 市営住宅使用料の滞納 有 ・ 無 | | | |
| | 事務所名 | 受付日 | 所長 | 担当者 |
| | | | | |

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

市営住宅併用使用承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

市営 住宅
街区 棟 号
様

横浜市長

印

市営住宅併用使用承認申請書の内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

承認します。

1 営業者氏名

2 使用目的

3 承認期間

年 月 日 から 年 月 日まで

4 承認条件（遵守されない場合は、承認を取り消すことがあります。）

- (1) 住宅及び住宅の敷地内に看板を掲げないこと。
- (2) 住宅内を事務所として増築・模様替えを行わないこと。
- (3) 住宅の敷地内及び周辺道路に長時間の駐車をしないこと。
- (4) 横浜市営住宅条例及び同条例施行規則を遵守すること。

5 その他

承認期間満了後は、承認期間を1年ごとに自動更新する。ただし、承認期間内であっても併用使用承認が不要となった場合は、市営住宅併用使用承認取下げ届を提出すること。また、申請書記載事項に変更があった場合は市営住宅併用使用変更届を速やかに提出すること。

次の理由により承認しません。

承認しない理由

市営住宅併用使用取下げ届

年 月 日

横浜市長

住 宅 名

街区 棟 号

入居者氏名

電話番号

次のとおり市営住宅併用使用を取下げます。

| | | | |
|-----------------------------------------|-------|-----|--|
| 営 業 者 氏 名 | | 続 柄 | |
| 使 用 目 的 (用 途) | | | |
| 営 業 廃 止 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 屋号又は事務所名 (個人タクシーの場合は 名称及び運転免許証番号) | | | |
| 取 下 げ 理 由 | | | |
| ※ 備 考 | | | |

| | | | | |
|---------|------|-----|----|-----|
| ※ 処 理 欄 | 事務所名 | 受付日 | 所長 | 担当者 |
| | | | | |

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

市営住宅併用使用変更届

年 月 日

横浜市長

住 宅 名

街区 棟 号

入居者氏名

電 話 番 号

市営住宅併用使用について変更があるため、変更点について届け出ます。

| | | | |
|------------------------------------------------|----------|-----|--|
| 営 業 者 氏 名 | | 続 柄 | |
| 使 用 目 的 (用 途) | | | |
| 営 業 開 始 年 月 日 | 年 月 日 から | | |
| 屋 号 又 は 事 務 所 名 (個人タクシーの場合は 名称及び運転免許証番号) | | | |
| ※ 備 考 | | | |

| | | | | |
|---------|-----------------|-------|----|-----|
| ※ 処 理 欄 | (1) 条例・規則上の義務違反 | 有 ・ 無 | | |
| | (2) 市営住宅使用料の滞納 | 有 ・ 無 | | |
| | 事務所名 | 受付日 | 所長 | 担当者 |
| | | | | |

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

あんま、はり、灸等の営業のための
市営住宅併用使用承認申請書

年 月 日

横浜市長

住 宅 名

街区 棟 号

入居者氏名

電 話 番 号

次のとおり、あんま、はり、灸等の営業のための市営住宅併用使用の承認を受けたいので申請します。

なお、併用使用にあたっては、住宅の機能を阻害しないこと、周辺の環境を乱さないこと及び他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしないことを誓います。

| | | | |
|------------------------------------|---------|-----|--|
| 営 業 者 氏 名 | | 続 柄 | |
| 身体障害者手帳番号 | | | |
| あんま、はり、灸等の 施術免許証交付年月日 | 年 月 日交付 | | |
| 住 宅 間 取 図 待合室・診察室を 明記してください。 | | | |
| ※ 備 考 | | | |

| | | | | |
|---------|-----------------|-----|----|-----|
| ※ 処 理 欄 | (1) 条例・規則上の義務違反 | 有 | 無 | |
| | (2) 市営住宅使用料の滞納 | 有 | 無 | |
| | 事務所名 | 受付日 | 所長 | 担当者 |
| | | | | |

(注意) ※印の欄は、記入しないでください。

あんま、はり、灸等の営業のための
市営住宅併用使用承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

市営 住宅
街区 棟 号
様

横浜市長

印

あんま、はり、灸等の営業のための市営住宅併用使用承認申請書の内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

承認します。

1 営業者氏名

2 承認期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 承認条件（遵守されない場合は、承認を取り消すことがあります。）

(1) 営業にあたっては、神奈川県知事の許可を受けること。

(2) 営業案内の看板は、40センチメートル×30センチメートル以下のもの1枚に限り、申請者の住宅の玄関への設置を認める。

(3) 室内の模様替が必要な場合は、別途申請すること。

(4) 横浜市営住宅条例及び同条例施行規則を遵守すること。

4 その他

承認期間満了後は、承認期間を1年ごとに自動更新する。ただし、承認期間内であっても併用使用承認が不要となった場合は、市営住宅併用使用承認取下げ届を提出すること。また、申請書記載事項に変更があった場合は、市営住宅併用使用変更届を速やかに提出すること。

次の理由により承認しません。

承認しない理由

第20号様式(第22条第1項)

市営住宅身体障害者補助犬使用承認申請書

年 月 日

(申請先)
横浜市 長

市営 住宅・ハイツ

街区 棟 号

入居者氏名

電話番号

次のとおり、身体障害者補助犬の使用承認を受けたいので申請します。

| | |
|----------------------|-----------------------------------------|
| 使用者氏名 | |
| 身体障害者手帳番号 | |
| 使用開始予定日 | 年 月 日 予定 |
| 補助犬の種類 (犬種、雄雌、色等) | 盲導犬・介助犬・聴導犬 (犬種: _____、雄・雌、色: _____) |
| 使用予定場所 (見取り図) | |
| ※備考 | |

- (備考) 1 身体障害者補助犬認定書の写しを添付してください。
2 ※印の欄は記入しないでください。

市営住宅身体障害者補助犬使用承認・不承認通知書

第 号
年 月 日

住宅名 街区 棟 号
様

横浜市長 印

年 月 日に提出のありました市営住宅身体障害者補助犬使用承認申請書の内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

承認します。

- 1 承認する身体障害者補助犬の種類
- 2 使用開始日
- 3 承認条件

- (1) 使用者は、その者のために訓練された身体障害者補助犬である旨を明らかにするための表示を、補助犬の胴体に見やすいように行ってください。
- (2) 使用者は、身体障害者補助犬健康記録管理、身体障害者補助犬認定証、その他身体障害者補助犬であることを証明する書類を所持し、市長の請求があるときは、これを提示してください。
- (3) 使用者は、その身体障害者補助犬が他人に迷惑を及ぼすことがないようにその行動を十分管理してください。
- (4) 使用者は、身体障害者補助犬の使用を終了した場合は、速やかに、建築局住宅部市営住宅課へご連絡ください。
- (5) 横浜市営住宅条例及び同条例施行規則を遵守してください。

承認しません。

理由

市営住宅一時使用許可申請書

年 月 日

横浜市長

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印

(自署の場合は不要)

電話 () - (自宅)
() - (携帯電話)
() - (勤務先)
(勤務先名:)
() - (本人以外)
(申請者との関係及び氏名:)

(昼間に確実に連絡の取れる番号とし、すべての記載を要しない)

標記について、次のとおり市営住宅の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。

なお、入居条件等については、横浜市長の指示に従います。

| | | | |
|--------------------------|---------------------------|----|------------------------------------|
| 被災日時 | | | |
| 被災所在地 | | | |
| 被災住宅の 損傷程度 | 全壊 ・ 大規模半壊 ・ 半壊 ・ その他 () | | |
| 申請理由 | | | |
| 希望する 使用期間 ※最長3か月まで | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 同居親族 | 氏名 | 続柄 | 備考 (高齢者、障害者等の特記事項があれば記入してください。) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 添付書類
- 1 災害証明書
 - 2 一時使用しようとする者全員の住民票の写し

市営住宅一時使用許可申請書

年 月 日

横浜市長

申請者 住所 _____

(本人・遺族又は家族)

氏名 _____ 印

(自署の場合は不要)

電話 () - (自宅)

() - (携帯電話)

() - (勤務先)

() - (本人以外)

(申請者との関係及び氏名：)

(昼間に確実に連絡の取れる番号とし、すべての記載を要しない)

標記について、次のとおり市営住宅の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。
なお、入居条件等については、横浜市長の指示に従います。

| | | | |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------------|----|------------------------------------|
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 申請理由 | 1 犯罪等により収入が減少し生計維持が困難となったため 2 現在居住している住宅又はその付近において犯罪等が行われたために当該住宅に居住し続けることが困難となったため | | |
| 被害者の住所 | 被害者の住所 | | 被害者の氏名 |
| 被害者の職業 | 被害者の職業 | | 被害者の年齢 |
| 被害年月日 | 被害年月日 | | |
| 被害の場所 | 被害の場所 | | |
| 被害の模様 | 被害の模様 | | |
| 所管警察署 | 所管警察署 電話番号 () | | |
| 同居親族 | 氏名 | 続柄 | 備考 (高齢者、障害者等の特記事項があれば記入してください。) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 添付書類 1 一時使用しようとする者全員の住民票の写し
2 同意書（第23号様式）
3 交通事故の被害者である場合は、同意書のほか交通事故証明書又はその写し

同意書

年 月 日

横浜市長

申請者 現住所 _____

氏 名 _____ 印

（自署の場合は不要）

私は、市営住宅一時使用許可申請書の記載内容について、横浜市長が警察当局へ照会することに同意します。

市営住宅一時使用許可申請書

年 月 日

横浜市長

申請者 住所 _____
氏名 _____ 印

（自署の場合は不要）

電話 () - (自宅)
() - (携帯電話)
() - (勤務先)
() - (本人以外)

(申請者との関係及び氏名：)

（昼間に確実に連絡の取れる番号とし、すべての記載を要しない）

標記について、次のとおり市営住宅の一時使用の許可を受けたいので、必要な書類を添えて申請します。
なお、入居条件等については、横浜市長の指示に従います。

| | | | |
|-------------------------------------------------|-----------------|-------|------------------------------------|
| 使用期間 | 年 月 日から 年 月 日まで | | |
| 申請理由 | | | |
| 支援施設名 | | | |
| 支援施設からの保護を受けた日又は、配偶者暴力防止法第10条第一項の規定により裁判所が命令した日 | | 年 月 日 | |
| 同居親族 | 氏名 | 続柄 | 備考 (高齢者、障害者等の特記事項があれば記入してください。) |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 添付書類
- 一時使用しようとする者全員の住民票の写し
 - DV被害者であることについての保護施設からの証明書。又は、裁判所が発令した命令書の写し。

市営住宅一時使用・一時使用期間延長許可書

横浜市建市指令第 号
年 月 日

様

横浜市長

年 月 日に提出のありました市営住宅一時使用許可申請書・市営住宅一時使用期間延長申請書の内容を審査した結果、次のとおり決定しましたので通知します。

次のとおり許可します。

1 一時使用を許可する住宅

（住宅名） 街区 棟 号

2 一時使用を許可する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 一時使用を許可する条件

- (1) 許可する住宅は、一時使用者の定住先が決定するまでの間、仮の住居として使用することとし、他の用途に使用したり、他の者に転貸したり、又は担保に供したりしないでください。
- (2) 許可する期間中の住宅使用料は、免除とします。ただし、電気、ガス、水道等の使用料は、一時使用者の負担とします。
- (3) 一時使用者は、許可する住宅について、修繕、模様替えその他の行為をしてはいけません。ただし、特別の事情がある場合は、市長の承認を受けてください。
- (4) 一時使用者が、許可する住宅の全部又は一部をき損した場合は、速やかに建築局市営住宅課に報告し、その指示を受けて自己の負担により現状に回復してください。
- (5) 一時使用者が退去する場合は、退去の10日前までに建築局市営住宅課に連絡し、その指示に従ってください。
- (6) 一時使用を許可する条件に違反したとき、又は市営住宅の管理上必要があると認められるときは、この許可を取り消すことがあります。

次の理由により許可しません。

許可しない理由

市営住宅一時使用誓約書

横浜市長

私が、このたび入居する 住宅につきましては、この入居が公営住宅の目的外
使用許可としての一時入居であることを理解し、市営住宅一時使用許可書に記載されている許可条
件を遵守して使用します。

年 月 日

氏名 _____ 印

（自署の場合は不要）

市営住宅一時使用期間延長申請書

横浜市長

私が、 年 月 日に一時使用許可を受けた 住宅について、次の理由により、同一条件による一時使用の期間延長の許可を受けたいので申請します。

記

○理由

○申請期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

氏名 _____ 印

(自署の場合は不要)